

傳教大師の機類觀

竹 田 暢 典

成佛を究極の理想とする佛教に於いては、人間の問題は特に重要な意義を有するものと思われるが、今、ここに、傳教大師の機類觀の特質に關して、新たな一視點からの考察を加えてみたい。

二

傳教大師の思想、教學の研究に際して、特に注目すべき事實は、その機根重視の態度である。即ち、例えば、顯戒論卷上の開示大日本國先大乘寺後兼行寺明據一には、「夫隨機定寺、不得不別。藏通兩機之菩薩、應受小乘律儀戒。別圓二機之菩薩、應受大乘律儀戒。」とあり、また、同じく開示分部無是無非明據十二には、「法體雖一味、隨機有淺深。」とあり、更に、開顯授大乘戒爲大僧篇第五には、「夫隨機授戒、儀式何一哉。」ともあり、その他種々の撰述に於いても、大師は、

機根の問題を極めて重視し、その不同についてしばしば言及している。

特に興味のあることは、小乗の機類に關する表現が、「小乘」、「小乘人」、「小乘機」、「小乘類」、「三乘」、「三乘之人」、「三乘之機」などと、あまりその種類が多くないのに、大乘の機類に關する表現は、「大類」、「大人」、「大乘類」、「一乘人」、「一乘師」、「一乘學生」、「一乘君子」、「一乘之機」、「一乘根機」、「一乘直道根機」、「一乘圓機」、「一佛乘機」、「法華一乘機」、「圓機」、「純圓機」、「佛機」、「頓機」、「頓悟機」、「菩薩僧」、「菩薩大僧」、「大乘出家菩薩僧」、「出家菩薩」、「在家菩薩」、「直道菩薩」、「法華菩薩」、「圓教菩薩」、「菩薩國寶」など、その種類が極めて多く、その表現の適切な用法によつて、大師の機類に關する見解が、充分に窺知されるのである。

然らば、大師の人間把握は如何なる方向を志向していたのであろうか。それを最も端的に示すものは、天台法華宗年分

學生式の冒頭にある「國寶何物。寶道心也。有道心人、名爲國寶。故古人言、徑寸十枚、非是國寶、照于一隅、此則國寶。古哲又云、能言不能行、國之師也、能行不能言、國之用也、能行能言、國之寶也、三品之内、唯不能言不能行、爲國之賊。乃有道心佛子、西稱菩薩、東號君子。惡事向己、好事與他、忘己利他、慈悲之極。」という有名な文であろう。ここで、大師は、人間の類型を四つに分類し、その中の好ましいタイプとして、國寶、國師、國用の三種類を規定し、殊に、利他行の實踐を強調し、また、その具體的な活動方法についても、種々の適確な指示を與えているのである。即ち、大師の人間把握の態度は、行爲的、實踐的なそれを志向しているものであり、例えば、これを戒觀の面から考察すれば、かつて論考を試みたことであるが、戒行を極めて重視していた事實が、それを最もよく證明しているものと思われる。

三

傳教大師の機類觀の特質に關する考察に際して、第一に留意すべきことは、その時代觀との關連性についてである。即ち、大師の眞撰として疑いのない守護國界章卷上之下には、「當今人機皆轉變、都無小乘機。正像稍過已、末法太有近。法華一乘機、今正是其時。何以得知。安樂行品末世法滅時也。」という有名な文があり、その末法近しとする時代觀

が、率直、適確に表明されているのである。

然らば、大師の斯かる時代觀は、何によつて形成されきたつたのであろうか。思うに、それは、奈良時代末期から平安時代初頭にかけての佛教界、政界などの腐敗、墮落の實相が、大師の鋭敏な心に激痛を與えたことによるものではあるまいか。即ち、今、奈良時代に見られた惡弊は暫く措くとしても、桓武天皇の發せられた僧尼戒飭の取締りの令は、延暦二年から同二十四年に至る間の主なものだけでも、三十有餘種を數え得るといい、これによつて窺われる當時に於ける僧尼の墮落の様相が、前述の守護國界章及びその他の諸撰述に散見する像末末初思想の有力な一因となつたのではなからうか。即ち、社會的現實の直視が、時代に對する大師の危機意識を惹起し、それが圓教興隆に對する大師の強烈な使命感を喚起するに至り、更に、その機類觀へとつながつていつたのではなからうか。

第二に、大師の國家觀、社會觀の考察がなされるべきものと思われる。その最も特徴的な事實は、大師の眞撰に見受けられる用語から推察されよう。例えば、大師が畢生の努力を傾倒して一乘戒を顯發、弘通せんがために撰述した顯戒論には、「傳戒護國」、「除災護國」、「除難護國」などの表現が用いられており、また、山家學生式には、「守護國家」、「利益國家」などの表現もあり、更に、守護國界章には、「守護國

界」なる表現が本文中に三度用いられているほか、書名としてまで使われていることから明らかなように、大師は、極めて強烈、明確な國家意識をもつていたものと推考される。勿論、大師の斯かる國家觀を窺う用語例は、その他の諸撰述にもしばしば散見するのであるが、特に興味深く思われるその國家意識の内容に關しては、守護國界章卷下之下の「庶而今而後、國無謗法聲、萬民不減數、家有讀經頌、七難令退散。守護國界、蓋謂其斯歟。」という有名な文によつて察知されよう。即ち、斯かる具體的な表現によつて守護國界の内容を明示した事實に、高遠な法華一乘の理想の確立を日本の國家という現實の場に求めた大師の社會的事實認識の態度が、明確に看取されるのである。しかも、大師のこの願いが、萬民を念頭においたものである點に、今、特に注目したい。

次に、大師の國家觀に關して、特に強く注意すべきことは、その諸撰述に、「大日本國」、「大日本」という表現が極めてしばしばなされていることではなからうか。即ち、これは、從來、理解されきたつたように、「大唐」という表現との對比に於いて、ただ單に我が國に對する誇りをもつて用いられただけのことなのであり、それ以上の意味が考えられないものなのであろうか。ここで、その用例を二、三顯戒論に求めてみよう。例えば、卷上の開示利他之故受小律儀明據八には、「明知。我大日本國傳戒大和上、先受大乘戒、後受小乘

戒。利小根故、更受小戒。豈不利他哉。」とあり、また、卷中の開示大唐護國念誦護國轉經明據三十五には、「明知。念誦及轉讀、衛國之良將也。誠願、大日本國天台兩業授菩薩戒、以爲國寶。……然則、一乘佛戒、歲歲不絕、圓宗學生、年年相續、菩薩百僧、不闕山林、持戒八德、祈雨易得也。」とあり、更に、卷下の開示自他平等同入法性明據五十八には、「大日本國未圓教。一乘根性蓋濟度。桓武皇帝哀愍彼、一圓法雨降延曆、圓教法泉開心地、圓機衆生得見水。」とあり、これらは、すべて、大師の戒觀、機類觀の本質に極めて重要な關連性を有するものと推考される内容に言及している部分であり、ここで、思うに、「大」の一字は、我が日本國にかつて小乘の諸宗が傳來はしたものの、遂にそれらが成長、獨立はしなかつた、という歴史的現實に立脚した大師の國家觀、即ち、我が國を大乘の國、大機の國として把握したことを示すものとも推考されるのではなからうか。

第三に、その機類觀との關連に於いて、大師の教學觀に檢討を加えてみよう。その時代觀の考察に際して引用した守護國界章卷上之下の文もそうであるが、また、同じく卷上之上の「夫於一佛乘者、根本法華教。分別說三者、隱密法華教。唯一佛乘者、顯說法華教。妙法華之外、更無一句經、唯一乘之外、更無餘乘等。隨機有千名。隨根有淺深。諸有智者、善思念之。一代經教、莫執優劣。但已開未開、佛說淺深、今爲洗

偏執、恰量功德也。」という文、同じく卷上之中の「我大牟尼尊、未顯眞實。守明珠於警中、待圓機塔裏。……我大牟尼尊、時機皆成熟、先說無量義、次說妙法華、後說大涅槃。」という文、更に、法華秀句卷上本の「夫一乘本法者、待時待機。機熟時至、佛乃說此。佛待頓機熟、說一乘頓教。當知。聲聞弟子、頓機今熟、說法華經。……夫頓悟機熟、說頓時至、爾時諸佛、應機說頓。當知。法華經、機頓教頓、是實是圓也。」という文、同じく、「當知。本法法華經、待三乘之人、一乘之機熟、乃說一乘教。何以究竟乘、輒爲權教也。寧迷機應、以不爲權哉。」という文、更に、顯戒論卷中の開示終利小機謬明據三十九の「小機時熟、爲說小乘、若大機熟、爲說大教。未聞爲小機三周說一乘。恐章疏謬也。法華三周、說圓一乘、終利大機、皆與佛記。所以四十餘年不得顯說者、皆由大機未純熟故。」という文などからも窺われるように、大師は、常に、機根の把握を教法との具體的な相關關係に於いて行つていたのであり、法華經の眞理の開顯される説時を機根の熟する時として把握していたものと思われる。斯くて、法華經の對象は、一佛乘の機類として把握されたのである。

第四に、一乘戒は、大師の機類觀と如何なる關連性を有するのであるうか。これ亦、大師の眞撰によつて、その檢討を試みよう。即ち、天台法華宗年分度者回小向大式には、「國寶國利、非菩薩誰。佛道稱菩薩、俗道號君子。其戒廣大、眞

俗一貫。」とあり、また、顯戒論卷中の開示通受別持明據二十四には、「出家在家、雖通受戒、而僧不僧有別。亦具分不同。……明知。奴婢已上、能受戒者、若依菩薩戒、出家修道、皆名爲僧。」とあり、同じく開示大機凡聖隨分修學千佛大戒明據三十二には、「梵網佛戒、凡聖通受。何推上位、不許下凡。若不許凡夫、深違經旨。誰有智者、不悲痛哉。」とあることからも明瞭に看取し得られるように、大師は、一乘戒の特質を眞俗一貫、凡聖通受という觀點から把握しているのであり、更に、具分不同を認めている點に、極めて自由な、しかも、極めて適確な現實認識に立脚しているその思想が窺われるのである。

斯くて、大師が、圓教、圓戒との關連性に於いて把握した人間は、まさに圓機であつたと推考されるのであり、斯くてこそ、前述の守護國界章卷上之下の「當今人機皆轉變、都無小乘機。正像稍過已、末法太有近。法華一乘機、今正是其時。何以得知。安樂行品末世法滅時也。」の文や、依憑天台宗序の「我日本天下、圓機已熟、圓教遂興。」の文に基づくいわゆる圓機淳熟説が、正確に理解されるものと思われる。ただ、ここで、注意すべきことは、一見これらの思想と全く對立するかのように思われる次のような表現であらう。即ち、天台法華宗年分學生式には、「今我東州、但有小像、未有大類。大道未弘。大人難興。」とあり、また、天台法華宗年分度者回小向

大式には、出家、在家の二種の菩薩に言及した部分に、「今此菩薩類、此間未顯傳。」とあるのであるが、これは如何に解せられるべきであらうか。そもそも、このような表現は、大師の眞撰にあつては、極めて異例なことに屬するということ、この二つの式が朝廷に奉られた期日が、それぞれ、弘仁九年五月十三日及び同十年三月十五日であり、大師が、圓教興隆の使命感に燃えて圓戒流布の運動に挺身していたにもかかわらず、その前途に必ずしも樂觀をいだけなかつた頃であつたことから考えて、この山家學生式に見られる思想は、平安時代初頭に於ける大師の社會的現實直視の結果に基づく危機意識の表明であり、守護國界章及び依憑天台宗に見られる圓機淳熟説は、日本にかつて小乗の諸宗が成長、獨立しなかつたという歴史的現實把握に立脚した大師の願いの表明なのではなからうか。

四

傳教大師の把握した圓機の内容的な特質について、更に、考察を加えたい。その最も本質的なことと思われる點は、圓機の把握に際して、凡聖、利鈍、眞俗の別が問題とされなかつたことであらう。この點に關しては、すでに、若干言及したのであるが、なお、大師の眞撰によつて、それを明示したい。例えば、前述の「大機凡聖」という用語などは、それを

最も端的に示す表現ではなからうか。ここに於いては、勿論、凡聖共に等しく大機として把握されているのである。また、法華秀句卷下には、「天台法華宗、具有即入義。四衆八部一切衆生、圓機凡夫、發心修行、即入正位、得見普賢。不推八地。許凡夫故。」とあり、凡夫が圓機として把握されていることが、明瞭に看取される。更に、顯戒論卷下の開示住山修學期十二年明據四十六には、「明知。最下鈍者、經十二年、必得一驗。常轉常講、期二六歲、念誦護摩、限十二年。然則、佛法有靈驗、國家得安寧也。」という蘇悉地羯羅經に基づく發言があり、行爲的實踐の尊重と共に、下鈍の者に對する全面的な包容、肯定の態度が、明確に察知されるのである。斯くて、前述のように、大師の鋭敏な心に極めて強い激痛をもたらしたと思われる平安時代初頭の腐敗、墮落した僧尼でさえも、法華一乗の機として把握され、圓機として把握されていたと推考されるのであり、ここに、大師の機類觀の特質が、如實に感得されるのである。思うに、後世に於いて特に重大な思想的問題とされるに至つた惡人正機説なども、大師の機類觀の理解に立脚して、新たな視點からの檢討を加えるべき必要性があるのではなからうか。

五

傳教大師の機類觀の特質が、我が日本の國民を圓機として

大師が把握した點に存することは、すでに、論述したところである。斯くて、今、特に強く注目すべきことは、その機類觀が、常に、像末末初の危機意識に立脚する時代觀と、法華一乘の教學によつてそれが守護されなければならないとする國家觀とに、相即不離の關連性をもち、大師の把握した圓機が、また、常に、圓教、圓戒との相關關係に於いて見られなければならないという事實であらう。即ち、大師の人間把握は、常に、現實的、具體的な時代と國家との内にあつてなされたものと思われるのである。更に、また、圓機の内容に關する特徴的な事實は、それが、行爲的、實踐的なものとして把握されたということであらう。しかも、その利他行に勵む實踐的の人間、即ち、圓機たるためには、凡聖、利鈍、眞俗の別が、全く問題とされなかつたのであり、ここに、傳教大師の機類觀の特質が存するものと思われる。

斯くて、從來、ともすれば、觀念的、抽象的にのみ論ぜられていたと思われる大師の機類觀に、現實的、具體的な人間把握という態度に着目する新たな觀點からの考察を加えることにより、その特質が、より一層明確に把握されるようになるのではなからうか。

- 1 傳教大師全集一、 四六頁
- 2 同 右、 七八頁
- 3 同 右、 一一三頁

傳教大師の機類觀(竹 田)

- 4 傳教大師全集一、 五頁
- 5 拙稿「傳教大師の戒觀」(印度學佛教學研究第十二卷第二號、二三一頁—二三五頁)
- 6 傳教大師全集一、 三八七頁
- 7 辻善之助博士「日本佛教史」一、 二三六頁
- 8 傳教大師全集一、 七一八頁
- 9 同 右、 六八頁
- 10 同 右、 一一一頁
- 11 同 右、 一八七頁
- 12 同 右、 二〇九頁
- 13 同 右、 二六七頁—二六八頁
- 14 傳教大師全集二、 一七頁—一八頁
- 15 同 右、 三六頁
- 16 傳教大師全集一、 一二八頁
- 17 同 右、 一三頁
- 18 同 右、 一〇二頁
- 19 同 右、 一四四頁
- 20 同 右、 三八七頁
- 21 傳教大師全集二、 五八三頁
- 22 傳教大師全集一、 五頁
- 23 同 右、 一三頁
- 24 傳教大師全集二、 二六七頁
- 25 傳教大師全集一、 一四四頁